

議案第44号 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に対する附帯決議

議案第44号 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、主に病院事業管理者の附属機関として「小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会」を設置するための改正条例である。

この検討委員会は、必ずしも独立行政法人化を目指して設置するものではないとの説明であったが、現状のままでよいのであれば経営形態の在り方を考える必要はなく、現状の変更、つまりは独立行政法人化を意図していないとする説明には説得力が欠ける。

独立行政法人化については、経営を重視するあまりに、不採算医療の削減や職員待遇の悪化といった懸念があり、市民の間でも慎重な意見が多い。また公務員として採用された職員の身分が変更になることや、議会の関与が「中期計画」等重要事項のみとなり、予算等への議決は不要となるなど、病院の経営等に対して議会のチェック機能が働かなくなることは、大いに議会として懸念すべきことである。

独立行政法人化への経営形態変更に対して、次に議会が意見を言える機会は独立行政法人設立の際の定款への議決時となることから、この改正条例の審査については、議会として熟議を尽くすべきところであり、5月から小田原市立総合医療センターとしてスタートをする時期に、検討委員会を設置することは性急との認識に至ったものである。

とりわけ、検討委員会の答申は本年12月に予定されており、地方公営企業法の全部適用について検証するだけでも相当の時間が想定される中、非常に短く不十分と言わざるを得ない。

独立行政法人化に対する市民の不安の声に鑑みれば、より慎重に時間をかけて検討すべきである。

以上のことから、「小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会」については、本年12月という期日を撤回し、検討の順序として、まず地方公営企業法の全部適用の効果検証をした上で、十分な時間をかけ、慎重かつ丁寧に検討を行い、その検討の経過を逐次、議会へ報告また市民に公開することを強く要望する。

以上、決議する。

令和8年3月25日

小田原市議会